

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1. 制度の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度です。

対象施設	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所 事業所内保育事業所、幼稚園 等
対象者	0歳6か月～満3歳未満の保育所等に通っていないこども
利用可能時間	月10時間
利用料	こども一人1時間当たり300円程度を標準に各施設で設定
利用方法	① 定期利用 利用施設、曜日や時間を固定し定期的に利用 ② 柔軟利用 利用施設、曜日や時間を固定せず柔軟に利用
実施方法	① 一般型 定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う方式 ② 余裕活用型 保育所等の利用児童数が利用定員総数に満たない場合において、 定員の枠を活用して受入れを行う方式

<利用の流れ>

認定申請 → 認定取得 → 面談予約 → 面談 → 利用予約 → 利用

※ 予約等はこども家庭庁が開発した総合支援システムを活用します。

こども誰でも
通園制度

2. 事業者の認可等

【認可手続きについて】…人員配置や面積など、施設・事業に必要な基準を満たしているか確認します。

児童福祉法第34条の15第4項の規定により、市長は、乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ、市の子ども・子育て会議の意見を聴かなければなりません。

児童福祉法 第34条の15

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

4 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

【確認手続きについて】…利用定員の設定や運営規程の策定など、事業運営に必要な基準を満たし、給付対象施設・事業者として適格かどうか確認します。

子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定により、市長は、乳児等通園支援事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、市の子ども・子育て会議等の意見を聴かなければなりません。

子ども・子育て支援法 第54条の2

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所ごとに、支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3. 申請事業者

2 事業者より乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る事業の実施について、申請がありましたので、報告いたします。

申請内容については、提出された申請書類等を確認するとともに、事業の実施体制、職員配置、施設・設備等の状況について、現地確認を含めた必要な確認を行っております。

施設名	京都白鳥幼稚園
運営主体	学校法人明和学園
代表者	理事長 川手直子
所在地	城陽市寺田水度坂15番地の105
施設類型	幼稚園（令和8年5月1日児童数：45人）
事業類型	一般型（幼稚園とは別に定員を設定）
利用定員	2歳児 3人
利用時間	月～金 9:30～14:30
部屋面積	54.00㎡(1階)
職員配置	保育士資格保有職員を利用児童数に応じて配置
事業開始予定年月	令和8年9月

施設名	佐伯幼稚園
運営主体	学校法人城陽学園
代表者	理事長 浅井達司
所在地	城陽市寺田今橋68番地
施設類型	幼稚園（令和8年5月1日児童数：153人）
事業類型	一般型（幼稚園とは別に定員を設定）
利用定員	1歳児 2人、2歳児 4人
利用時間	月・木 10:30～11:30 火・金 9:30～14:00 水 10:00～12:00
部屋面積	45.85㎡(1階)
職員配置	保育士資格保有職員を利用児童数に応じて配置
事業開始予定年月	令和8年9月